

事 務 連 絡

令和2年7月20日

公益社団法人 東京都薬剤師会

会長 永田 泰造 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

武田 康弘

### 東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々大変な御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する「東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」を実施いたします。

つきましては、貴会におかれましても、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。また、都内各病院宛、同様の通知をしていることを申し添えます。

### 記

#### 1 給付対象者・金額

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所が対象となります。

#### 〔注意事項〕

- ・保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。
- ・「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

また、補助上限額は施設類型によって4パターンに分かれています。

施設類型	補助上限額
病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

※申請時に誤った区分を選択され、本来の補助金額を超過して補助金が支払われた場合には、返還対象となりますのでご注意ください。

## 2 提出書類・申請方法

申請書、事業実施計画書を作成いただき、原則として電子データによる申請を想定しています。

※本事業についての申請様式やマニュアル等は、現在作成中です。以下のリンク先にも順次掲載予定ですが、受付開始日や申請方法等は別途ご連絡いたします。

東京都ホームページ：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/kansen/shienkin.html>

※介護分、障害分についても同様に準備しております。

### 【担当】

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課

電話 03（5320）4058